

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和3年6月29日

長野市監査委員	西島勉
同	榊原剛
同	布目裕喜雄
同	松田光平



## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 基本協定書等について</b> (報告書9ページ)</p> <p>(1) 基本協定書に係る仕様書の内容変更について 令和2年度から、緑育に関する事業を指定管理事業に組み入れる変更をしたが、仕様書の変更（追加）をしていなかった。また、変更に至る経過を書面に残していなかった。 仕様書は、指定管理事業実施のために必要な事項を定める重要なものであり、適正な事務処理を行われたい。 (緑育協会・公園緑地課)</p> <p>(2) 責任分担区分について 基本協定書責任分担表では、1件10万円以上の施設修繕は市の負担としているが、協議の過程を書面に残すことなく、緑育協会の負担としている事例が散見された。 責任分担表と異なる処理をする場合は、基本協定書及び市指定管理者制度ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、協議書等を作成するなど、適正な事務処理を行われたい。 (緑育協会・公園緑地課)</p> <p>(3) 委任業務の再委託について 基本協定書では、指定管理者は市の承諾を受けた場合、委任業務の一部を第三者へ委託できるとしているが、2公園の植栽管理業務について、市の承諾を受けずに第三者へ委託していた。 基本協定書及びガイドラインに基づき、適正な事務処理を行われたい。 (緑育協会・公園緑地課)</p>	<p>基本協定書に係る仕様書の内容変更などについては、公園緑地課との協議経過を書面に残し、適正な事務処理を行うよう改善を図る。 (緑育協会)</p> <p>基本協定書に係る仕様書の内容変更について、令和3年度より、委任業務を明確化するため、指定管理事業に緑育に関する事業を組み入れた仕様書に変更することで改善を図った。 また、基本協定書に係る重要な事項等の変更については、協議の経過を書面に残し、適正な事務処理を行うよう改善を図る。 (公園緑地課)</p> <p>基本協定書及び市指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、責任分担表と異なる処理をする場合は、協議書等の作成を徹底する。 (緑育協会) (公園緑地課)</p> <p>2公園の植栽管理業務の一部を第三者に委託することについて、市の承諾を得ていなかったため、基本協定書及びガイドラインに基づき、市の承諾を受けた上で第三者に委託することで改善を図った。 (緑育協会)</p> <p>基本協定書及びガイドラインに基づき、委任業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市の承諾を受けるよう緑育協会に指導を行い、2公園の植栽管理業務の一部を第三者に委託することについて、令和3年3月26日に申出を受け、協議の上、書面により承諾した。 (公園緑地課)</p>

## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(4) 自主事業について            ガイドラインでは、指定管理者は、あらかじめ市の承認を得た上で自主事業を行うことができるとしているが、市の承認を得ずに自主事業を実施していた。            ガイドラインに基づき、適正な事務処理を行われたい。            (緑育協会・公園緑地課)</p> <p>2 契約事務について            (報告書10ページ~11ページ)</p> <p>(1) 適正かつ公正な方法による事業者選定について</p> <p>ア 事務処理規程では、物品購入、業務委託等に係る取引業者について、「適正かつ公正な方法に則って選定しなければならない。」としているが、事業者選定の基準やルールがないため、多くの契約が過去の実績等を理由とした一者随意契約となっていた。            取引業者が偏らないよう、実務的な基準やルール等を整備し、適正かつ公正な方法による事業者選定を行われたい。            (緑育協会)</p> <p>イ 業務委託について、複数年にわたり同一事業者と自動更新による随意契約を継続しているものが多く見受けられた。(緑育アドバイザー業務、社会保険労務士業務、税理士業務、ホームページ管理業務、茶臼山自然植物園浄化槽維持管理業務、篠ノ井中央公園管理棟太陽光発電設備定期点検業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務)            事務処理規程に基づき、特殊性のある業務以外は、複数の事業者から見積書を徴取し、価格比較を行うなどして、競争原理を働かせた適正かつ公正な方法による契約事務を行われたい。            (緑育協会)</p> <p>ウ 自動販売機設置事業者の募集について、緑育協会ホームページでの公告期間が短期間であったため、他の事業者が当該募集情報を知り得ることが困難であり、結果的に、同一事</p>	<p>自主事業について、市の承認を得ずに実施していたため、ガイドラインに基づき、令和3年3月22日、市に自主事業計画書を提出し、承認を得ることで改善を図った。            (緑育協会)</p> <p>ガイドラインに基づき、自主事業を実施する場合は、事前に市の承認を得るよう緑育協会に指導を行い、令和3年3月22日に提出のあった自主事業計画書により協議を行い、書面により承認した。            (公園緑地課)</p> <p>物品購入、業務委託等に係る取引業者の選定については、選定の基準や金額等のルールがないため、適正かつ公正な方法によって事業者選定ができるように令和3年度中に「契約規程」を整備する。            (緑育協会)</p> <p>業務委託の事業者選定について、特殊性のある業務以外は、複数の事業者から見積書を徴取し、価格比較等を行うなど、適正かつ公正な方法によって事業者選定ができるように令和3年度中に「契約規程」を整備する。            (緑育協会)</p> <p>自動販売機設置事業者の募集について、令和3年度の募集から、長野市契約規則に定める入札等の手続に準じて10日以上公告期間を設定することで改善を図った。</p>

## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>業者が継続して自動販売機を設置していた。 基本協定書では、自動販売機の設置について、「長野市契約規則に定める入札等の手続に準じた公平な手続のもとに事業者を選定するものとする。」とあることから、市に準じて、10日以上公告期間の設定、指名競争入札の導入検討など、公平性及び競争性を確保した契約事務を行われない。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>その結果、2者による入札となり、総合評価方式により設置事業者を選定し、公平性及び競争性を確保した。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p>(2) 契約書記載内容の整備について 緑育アドバイザー業務委託は、1日26,400円で契約締結をしているが、1日の業務時間の定義が不明瞭であった。また、契約書に定めのない0.5日という実績があり、1日の委託料を引用し、その半額を支出していた。 契約書記載内容を整備されたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>緑育アドバイザー業務委託については、令和3年度の契約書（令和3年4月1日契約）に、1日の業務時間の定義、0.5日（半日）の支払方法を明記し、契約書記載内容を整備することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p>(3) 委託業務の履行確認について 茶臼山自然植物園の浄化槽維持管理業務委託について、受託者が契約書に定める業務のうち「清掃の業者手配」を履行していなかったため、浄化槽法で義務付けられている「年1回の清掃」が未実施であったが、確認をしないまま委託料を支出していた。 委託業務の履行確認を徹底し、適正な支出事務を行われない。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>指摘を受け、直ちに受託者に清掃業者の手配を指示し、令和3年3月10日、浄化槽法で義務付けられている「年1回の清掃」を実施した。 今後、業務完了の際に業務委託の履行確認を徹底し、適切な支出事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p><b>3 会計・経理事務等に関すること</b> <b>（報告書11ページ～12ページ）</b></p>	
<p>(1) 決裁基準について 事務処理規程では「協会の運営上の重要事項については、理事長の決裁を受けなければならない。」としているが、重要事項の基準がない。 金額や事案に応じた明確な決裁基準を整備されたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>決裁基準について、協会の運営上の重要事項等を定めた明確な基準がないため、金額や事案に応じた「事務決裁規程」を令和3年度中に整備する。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p>(2) 旅費について 旅費規程では、半日当支給の規定はないが、昼食提供があった場合は、市に準じて日当の半額を支給する運用をしていた。 規程を整備し、適正な旅費の支給を行われない。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>令和3年3月11日開催の第3回理事会において、半日当支給の規定を定めた旅費規程の改正（令和3年4月1日施行）を行うことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>

## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(3) 金銭の収受事務について</p> <p>ア 会計処理規程では、「金銭を収納したときは速やかに銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。」としているが、収納金を別の支出に充てている事例が散見された。 規程に基づき、適正な会計処理を行われない。 (緑育協会)</p> <p>イ 緑育協会は、登録制ボランティア「緑育倶楽部」を組織しており、年会費として会員1名につき1,000円（初年度は2,000円）を徴収しているが、金額、徴収の方法及び時期等の基準がない。 規程等を整備し、基準に基づく適正な収受事務を行われない。 (緑育協会)</p>	<p>指摘を受け、直ちに会計処理規程に基づき、金銭を収納したときは、速やかに銀行に預け入れるように徹底し、別の支出に充てることのないよう改善を図った。 (緑育協会)</p> <p>「緑育倶楽部」の年会費について、金額、徴収の方法及び時期等を明確にするため、令和3年度中に「緑育倶楽部会員規程」等を整備し、適正な収受事務を行う。 (緑育協会)</p>
<p>(4) 印鑑と通帳の管理について</p> <p>会計処理規程では、「出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。」とあるが、会計責任者以外の職員でも印鑑が保管されている金庫を開錠し、印鑑を使用することが可能であった。 規程に基づき、適正な印鑑管理を徹底されたい。 また、通帳と通帳届出印が同一金庫内に保管されていた。 盗難、不正等を防ぐため、通帳と届出印は管理者及び保管場所を分けるなど、適切に管理されたい。 (緑育協会)</p>	<p>印鑑と通帳の管理について、届出印と預金通帳を別の場所に保管するよう改善を図った。 また、会計責任者以外の職員が出納に使用する印鑑を使用することができないようにするため、金庫の鍵は会計責任者が管理するよう改善した。 (緑育協会)</p>
<p>(5) 支出事務について</p> <p>ア 令和元年度の園芸教室講師謝礼金の支払漏れが1件あった。 複数人によるチェック体制を整え、適正な支出事務を行われない。 (緑育協会)</p> <p>イ 支払帳票に添付されている領収書に、品名や数量の記載のないものが散見された。 領収書は、支払の証拠書類であるため、購入内容が確認できるものの発行を求め、詳細な領収書が得られない場合は、伺い書摘要欄</p>	<p>指摘を受け、令和2年12月28日に未払いの講師謝礼の支払いを行った。講師からの請求がなかったことが原因であったため、月1回以上開催している全体会議において、複数人でチェックする体制を整え、適正な支出事務を行うように改善した。 (緑育協会)</p> <p>指摘を受け、直ちに領収書については品名や数量等、購入内容が確認できるものの発行を求め、詳細な領収書が得られない場合は、伺い書摘要欄に内容を記載することを徹底し、改善を図った。 (緑育協会)</p>

## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>に内容を記載するなど、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p> <p>ウ 緑育協会は、緑育サポーターが活動した際に交通費等を支給しているが、その支給基準がない。</p> <p>規程等を整備し、基準に基づく適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>緑育サポーターも緑育倶楽部会員であり、緑育サポーターが活動した際の交通費等の支給基準を明確にするため、令和3年度中に「緑育倶楽部会員規程」等を整備し、適正な支出事務を行う。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p>(6) 緑育協会職員の勤務手当について</p> <p>ア パートタイム職員就業規則では、時間外、休日及び深夜勤務手当の算出方法について、日給額を基準としている。しかし、パートタイム職員の給与は時給制であるため、同勤務手当を算出することはできない。</p> <p>規則を整備し、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>令和3年3月11日開催の第3回理事会において、時間外、休日及び深夜手当の算出方法について、時給額を基準とする規定を定めた「パートタイム職員就業規則」の改正（令和3年4月1日施行）を行うことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p>イ 臨時職員の時間外勤務手当について、端数を切り上げて算定しているが、臨時職員就業規則及びパートタイム職員就業規則では、時間外勤務手当等の端数処理の規定がない。</p> <p>規則を整備し、適正な支出事務を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>	<p>令和3年3月11日開催の第3回理事会において、時間外勤務手当等の端数処理について規定を定めた「臨時職員就業規則」及び「パートタイム職員就業規則」の改正（令和3年4月1日施行）を行うことで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p>
<p><b>4 財産管理・施設管理に関すること</b> （報告書12ページ～13ページ）</p>	
<p>(1) 市が貸与している備品について</p> <p>市が緑育協会に貸与している備品について、基本協定書に未記載のものがあった。</p> <p>また、標識（備品シール）の貼付のないものが散見された。</p> <p>基本協定書を整備するとともに、市財務規則に準じた適正な備品管理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会・公園緑地課）</p>	<p>市から貸与された備品について、基本協定書に基づき、市財務規則に準じた適切な備品管理を徹底する。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p> <p>令和3年度に締結した基本協定書に市が緑育協会に貸与している備品について、全て記載することで改善を図った。</p>
	<p>標識（備品シール）の貼付がなかった備品については再交付を受け、貼付することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>

措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 遊具の管理について</p> <p>ア 茶臼山自然植物園にあるアスレチックの案内看板と現物が一致していないものがあった。</p> <p>また、緑育協会ホームページで、使用禁止として掲載しているアスレチックの情報に一部誤りがあった。</p> <p>正確で分かりやすい情報提供に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会・公園緑地課）</p> <p>イ 茶臼山自然植物園にあるアスレチック 28基のうち、8基が劣化、損傷により使用できない状況となっていた。</p> <p>安全性を確保するため、適宜、補修または更新を図るとともに、費用対効果を勘案し、不必要なものについては撤去されたい。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> <p>（意見）</p>	<p>案内看板と現物が一致していないものについては、更新のための予算確保に努めるとともに、貼り紙等の簡易的な方法も検討し、順次更新を進めていくことで改善を図る。</p> <p>また、緑育協会のホームページと同様の情報を市のホームページにも掲載し、利用者への情報提供に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> <p>指摘を受け、直ちに緑育協会のホームページに使用禁止として掲載しているアスレチックの情報を修正した。</p> <p>また、今後は、アスレチック遊具の使用の可否とともに位置図を掲載するなど、正確で分かりやすい情報提供に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p> <p>指摘を受け、使用できない8基のうち、2基を撤去、1基の修繕を行ったが、令和2年度に実施した遊具点検（令和3年3月31日完了）の結果、現在ある26基のうち、8基が使用できない状況となっている。</p> <p>補修については1基当たり27万円～190万円、撤去についても1基当たり12万円～48万円を要するため、令和3年度中に費用対効果を勘案しながら整備方針を検討し、必要な予算措置を講じて安全性を確保していく。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>
<p>1 緑育に対する認知度の向上について （報告書13ページ）</p> <p>緑育協会は、平成23年の設立以降、市の緑育行政を担う団体として積極的に事業を進めてきた。特に、緑育の拠点である篠ノ井中央公園において開催する各種展示会や講座、小学生対象の「育種寺小屋」（現：花育学校支援プロジェクト）などは、子ども達をはじめとする市民が、緑育を実践するきっかけとなり、一定の成果を挙げてきた。</p> <p>しかしながら、平成29年8月実施のまちづくりアンケートの結果では、「緑育の認知度」について、「知らない」との回答が49.0%、「知って</p>	<p>緑育協会では、各種講習会や展示会の開催、緑育イベントの開催、メディアによるパブリシティ活動（市政番組、ニュースでの紹介など）、インスタグラムなどを活用した最新情報の発信、小学生を対象とした「花育～学校支援プロジェクト」の実施の拡大、花と緑に関する団体との協働など緑育協会の基本理念に沿った活動のほか、受託事業のPRなどを通じて、引き続き、緑育及び緑育協会の知名度向上に努めていく。</p> <p>特にインスタグラムについては、動画の投稿も容易にできることから積極的に活用し、開花情報</p>

措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>いる」との回答は12.6%に留まっている。さらに、「緑育協会の認知度」については、「知らない」との回答が78.2%、「知っている」との回答は4.4%である。</p> <p>市と緑育協会は、「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、これまでも情報発信に努めてきたが、PR方法の工夫など、更に効果的な情報発信により、緑育に対する認知度向上に努められたい。</p> <p>また、緑育協会に対する市の出資比率は、現在43.56%であるが、これを50%以上に引き上げ、毎年度、議会に対して経営状況報告を行うことで、市民の理解や認知度の向上につながっていくと思われるため、市の出資比率の引上げについても併せて検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（緑育協会・公園緑地課）</p> <p><b>2 公園の指定管理者と緑育協会の在り方について</b></p> <p style="text-align: center;">（報告書 13 ページ～14 ページ）</p> <p>緑育協会は、篠ノ井中央公園及び茶臼山自然植物園の指定管理者に非公募で選定され、植栽管理業務を担っている。</p> <p>植栽管理に当たっては、緑育協会職員だけでなく、緑育ボランティアが参画することで緑育を推進することを目標としているが、実際には、大半の業務が再委託されている状況にある。</p> <p>緑育協会は、樹木や花に関する専門知識や管理技術を有し、市民に対し緑育を普及啓発する団体であり、そうした特性や他の民間事業者の状況も踏まえながら、公園の指定管理者の在り方を検討されたい。</p> <p>また、緑育協会が進めてきた緑育推進事業は、財源としてきた長野市都市緑化基金の枯渇により、令和2年度から市の補助金が皆減となったことに伴い、規模を大幅に縮小して、指定管理事業の中で実施することとなった。これに伴い、緑育協会においては、事業内容を再検討し、受講料など利用者負担の見直しにより、自主財源の確保に努めている。</p> <p>緑育協会は、今後も更に効率的な経営に努めるとともに、市においても、緑育協会を緑育推進の担い手と位置付けていることから、緑育を持続可能なものとするための財源確保について検討されたい。</p>	<p>や講座の雰囲気を実タイムかつ幅広い世代に発信していく。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p> <p>緑の顕彰事業である「ながの花と緑大賞」の実施、緑育協会と連携した「花育～学校支援プロジェクト事業」や共催事業としての緑育推進イベントを実施することにより、引き続き、緑育に対する知名度を高めていく。</p> <p>なお、緑育協会に対する市の出資比率については、市の財源の確保のほか、事務量の増加に伴う市職員の派遣の必要性など様々な角度からの検証が必要となるため、今後、関係各課と協議しながら検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> <p>緑育協会は、緑に関する普及啓発や人材育成事業等を行い、緑と親しむ文化や人を育む「緑育」の推進を基本理念としている。</p> <p>設立以来、市の緑育行政の担い手として積極的に事業を進めてきたが、令和2年度から市の補助金の廃止に伴い、事業内容を見直し、指定管理事業の中で緑育推進事業を進めている。</p> <p>現在、緑育協会の主な収入は指定管理料となるため、緑育推進事業の多くが2公園に限定されてしまっている。</p> <p>指定管理以外の緑育推進事業については、予算が限られており、自主財源の確保と更なる効率化に努めていくが、持続可能な緑育推進のため、財政的支援をはじめ、必要な支援を市と協議していく。</p> <p style="text-align: right;">（緑育協会）</p> <p>「長野市緑を豊かにする計画」において、篠ノ井中央公園を緑育の拠点、茶臼山自然植物園を緑育実践の場として位置付けている。</p> <p>両施設では、各種講座の開催、市民ボランティア組織「緑育倶楽部」による緑化活動が展開され、緑育の普及・啓発の場として定着しており、緑育協会は施設管理と緑育推進を一体的に運営できる唯一の団体であり、指定管理者として相応しいと</p>

措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p style="text-align: center;">（緑育協会・公園緑地課）</p> <p><b>3 篠ノ井中央公園の在り方について</b> （報告書 14 ページ）</p> <p>平成29年の都市公園法改正により、公園は、量の整備から、都市・地域・市民のために多機能性を最大限に引き出す方針に転換し、民間活力による新たな整備手法「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設された。</p> <p>篠ノ井中央公園の利用者アンケートを見ると、「木陰がほしい」「カフェやレストランがほしい」等の要望がいくつか見受けられた。木陰や雨を避けるための施設、子ども連れの家族や余暇を楽しむ高齢者等が気軽に立ち寄れる施設が、公園の利便性を高める手段となる。</p> <p>市は、平成31年2月に、Park-PFIの可能性を探るサウンディング型市場調査を実施し、調査結果を踏まえて公募の参考としたものの、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等もあって、その後の進展は見られない。</p> <p>多様な利用者や利用形態に対応し、地域に密着した公園としての効用を十分に発揮できるよう、感染症の終息後を見据えて、Park-PFI等の民間活力を導入した公園施設を早期に実現するよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>	<p>判断している。</p> <p>植栽管理業務の大半が再委託されている状況にあるとの御意見について、緑育協会は、単に植栽管理を行うだけではなく、樹木や花に関する専門知識や管理技術を生かしながら、両公園内の花壇整備や市民との協働による公園の運営管理に取り組んでおり、再委託の主な内容も草刈り、草取り等の作業であり、その作業期間が集中するための措置として効率的な方法であると判断している。</p> <p>市では緑育協会を「長野市緑を豊かにする計画」の基本方針の一つである「緑育の推進」を市と共に担う団体として設立した経緯もあり、今後も財政的援助も含め連携していくべきであると認識している。長野市都市緑化基金の枯渇に伴う公園緑地課業務の見直しに合わせ、財源確保についても検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> <p>公園の利便性を高め、民間活力を導入した公募設置管理制度（Park-PFI）により、軽飲食店等の便益施設の公募に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症が終息の兆しを見せない中での公募は難しいと判断している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症がある程度収まった時点で、コロナ禍における飲食業界の動向及び需要を把握するため、サウンディングの再実施も視野に入れながら、Park-PFI等の民間活力を導入した公園施設整備の可能性を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p>

## 措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査（2監査第75号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>4 茶臼山自然植物園の在り方について</b> (報告書 14 ページ～15 ページ)</p> <p>緑育実践の場と位置付けている茶臼山自然植物園は、面積が広大な上、最下部の恐竜公園入口から最上部までは、約200mの高低差がある。平成29年に植物園口駐車場を開設してアクセスの改善を図っているが、駐車場から上部区域へは急な坂道であるため、市民が気軽に訪れることができない立地条件にある。</p> <p>このような立地条件にある広大な公園を維持管理していくことは、人口減少や税収の減少が見込まれる中、効率性、経済性の面から妥当とは言えない。このため、植物園のコンパクト化や、緑育実践の場をアクセスが容易な恐竜公園に集約して一体的な管理を行うことを検討するなど、茶臼山自然植物園の在り方について研究されたい。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>	<p>市では茶臼山自然植物園を含めた茶臼山一帯を集客力のあるエリアにするため「ドリーム40」構想を策定し、整備を進めている。</p> <p>全国植樹祭を機に植物園口駐車場が開設され、アクセスは改善されたが、御意見のとおり、自然植物園の最上部まで市民が気軽に訪れる立地条件とは言い難い状況ではあるが、逆に高低差を生かして、様々な植物を楽しみながら、トレッキング感覚で散策している市民の方も多く見受けられる。</p> <p>茶臼山自然植物園の在り方については、諮問機関である「長野市緑を豊かにする委員会」の意見をはじめ、幅広く御意見を聞きながら研究を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p>